

青森県報

第四千三百三十四号

平成二十九年
八月七日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 (保健衛生課) …… 一
- 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課) …… 一
- 道路の区域の変更 (道路課) …… 二

公 告

- 建設業者の許可の取消し (中 南 地 域 民 局) …… 二
- 右 同 (西 北 地 域 民 局) …… 二
- 右 同 (上 北 地 域 民 局) …… 三
- 出先機関
- 道路の位置の指定 (上 北 地 域 民 局) …… 三
- 監査委員 (事 務 局) …… 三
- 監査結果に対する措置の公表 (事 務 局) …… 三

告 示

青森県告示第五百七十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する

る法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十九年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の分	氏 名		名称	所在地	診療科目	指 定 年 月 日
	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関				
医 難病指定	神尾 卓哉	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児科	平成二九・七・七	
医 難病指定	工藤 耕	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児科	〃	
医 難病指定	八木 弘子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児科	〃	
医 難病指定	加藤 幸三	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢六五	整形外科	二九・七・五	

青森県告示第五百七十四号

身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 (昭和六十二年三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。

平成二十九年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等	診療科目	指 定 年 月 日

吉川 孔明	一部事務組合 下北医療セン ターむつ総合 病院	むつ市小川町一 丁目二の八	整形外科(肢体不自 由)	平成 二九・八・一
-------	----------------------------------	------------------	-----------------	--------------

青森県告示第五百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後	前	後			
県道			差波新井田線	八戸市大字是川字東前田三の三から 八戸市大字是川字東前田三の三まで		一六・〇〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	一六・〇〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	一・七〇メートル	一・七〇メートル	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 八木橋建業
- 二 氏名 八木橋義英
- 三 主たる営業所の所在地 平川市尾崎木戸口九の一二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一七)第一一三三四号
- 五 取消年月日 平成二十九年七月二十四日

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年九月六日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年二月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 佐藤解体興業

二 氏名 佐藤光明

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字南田一五一の六

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二四) 第一六〇七四号

五 取消年月日 平成二十九年六月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 田中工務店

二 氏名 田中良光

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館六四の五

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二七) 第五〇〇四五一号

五 取消年月日 平成二十九年七月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年七月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月七日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字三本木字下平 一四二の四	四〇・八七メートル	六・〇〇メートル	平成 二九・七八

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成29年6月7日付け青森県報号外第49号で公表した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年8月7日

青森県監査委員

須 藤 光 昭
同 川 嶋 由 紀 子
同 同 藤 川 友 信
同 同 同 藤 川 義 春

監査箇所名	監査結果	措置の内容
東青地域県民局地域健	収入未済の解消に	各制度の利用・適用時におい

